

## 第1回「三重県自転車安全利用条例（仮称）」等検討懇話会 議事概要

<日 時> 令和8年2月16日（月） 10:00～12:10

<場 所> 三重県庁講堂棟第131・132会議室

<出席者>

### 【委員】

森泉座長、梅村委員、木原委員、菅尾委員、鷲見委員、田久保委員、彦坂委員※、  
宮田委員※、森（一）委員、山口委員（※印の委員はオンライン出席）

### 【オブザーバ】

三重県警察本部交通部 堀井首席参事官、三重県教育委員会事務局生徒指導課 向  
井課長

<議事概要>

### ○知事あいさつ

- ・自転車の安全利用に関する条例は、他県でも制定されているが、三重県はトレンドに左右される必要はないと考えている。自転車の安全な利用が何よりも大事であり、委員の皆様にはデータに基づいた議論をしていただきたい。

### ○事務局説明

- ・資料1～5に基づき、以下の事項を説明
  - 1 自転車等の安全利用に関する県の取組について
  - 2 自転車事故等の発生状況について
  - 3 三重県自転車安全利用条例（仮称）骨子案について  
三重県交通安全条例の改正（骨子案）について  
検討懇話会でご意見をいただいた項目について
  - 4 「三重県自転車安全利用条例（仮称）」の制定などに向けたスケジュールについて

### ○委員からの主な意見

【自転車等の安全利用に関する県の取組、自転車事故等の発生状況】

（梅村委員）

- ・「当事者別死傷者」のデータが示されているが、人口比を踏まえて高齢者の事故割合がどのくらいかというデータは取っているのか。
- ・自転車事故の原因として、交通ルールが守られていないことが挙げられているが、どうして交通ルールやマナーが守られないのか、それが道路交通事情にあるのではないかという観点で調査をしているのか知りたい。

（田久保委員）

- ・三重県における自転車事故の構成率は、10数パーセントで全国でも低い方である。

一方で全体に占める死亡重傷者数の割合は、三重県は高いという特徴がある。さらに、どのような場所で事故が起きているかを分析すると、三重県では量（全事故件数）は単路（普通の道）が高めであり、死亡重傷事故になると信号交差点が高めである。

- ・自転車事故対策といってもこのように二つの異なる視点があるので、事故の総量の削減対策と、重症度の削減対策を区別・意識することが望ましいと思う。

（森泉座長）

- ・三重県は他県と比べると、中高生や小学生の死傷者率の割合が高いように思う。高齢者の死傷者率に関しては少なめではあるが、死者数全体に占める高齢者の割合は多い。高齢者層は、事故に遭ったときの体への負担が大きく、致死率が全年代に比べて非常に高いと言われている。

（鷲見委員）

- ・県で令和6年度からバイシクルサミットを実施している。実施した結果、その高校生のヘルメットをかぶる生徒の人数は増えているのか。

（森（一）委員）

- ・幼児、小学生、中学生、高校生、高齢者、障がい者、外国人と特性に応じて交通安全教室を考えてもらうと、年代に応じた交通安全教育の充実につながっていくと思う。
- ・三重県の道路交通環境は、まだまだ進んでいない状況。自転車の走るところが本当にここでいいのかどうかといことも含めて、環境の整備が必要ではないかと思う。

【三重県自転車安全利用条例（仮称）骨子案】

（山口委員）

- ・目的の「交通事故の被害の軽減」について確認をしたい。被害というのは表裏一体で加害も含んだ趣旨で被害と使っているのかもわからないが、加害者にもならないという点をどこか明確に述べるということもあるのではないか。
- ・自転車と特定小型原動機付自転車を自転車等で包括した条例の制定を検討されている。道路交通法であると特定小型原動機付自転車は「原動機付自転車」の方の分類になるかと思う。上位規範との用語の使い方で整合がとれなくなってしまうか気になる。（きちんとした定義が必要である。）

（田久保委員）

- ・大きい事故の場合、首や体が振られることでヘルメットが脱落しやすくなり、ヘルメット非着用と同等以上に障がいが重くなるとのデータがでていいる。このため、ヘルメットの着用推進に加えて正しく着用することが大事である。

- ・子どもが自転車への同乗と自分で運転する境目に着目した時、自分で運転する方が多くなるのが5歳児代。死亡重症だと5歳ちょっとで50%を超えるため、幼児教育の重要性がよく分かる。
- ・「特定小型原動機付自転車」と「特例特定小型原動機付自転車」を混同して、電動キックボードであれば、何をしてもよいという歩行者のように行動をすることが問題。電動キックボードの運転者に、「特定小型原動機付自転車」の位置づけや交通ルールの理解が進まないと、安全性はあがっていかないと思う。
- ・条例案は自転車利用者が事故を起こさないという事故データでいうところの第1当事者の視点となっているが、自転車が事故に巻き込まれないための第2当事者の視点も重要だと思う。また、自転車が自転車事故を起こさない、自転車事故に巻き込まれないという自転車以外の視点も重要であり、これらが含まれる条例にできればさらによいと思う。

(森泉座長)

- ・自転車は免許不要であるとともに、歩行の延長として考えられているので、自転車側が加害になるケースがあまり想像されていないように思う。例えば、自転車が歩道を走行する際、歩行者間に近い距離で後ろからすり抜ける行為を自転車側は危険と思っていないかもしれない。実際に教育や啓発活動を進めるときには、ヘルメットをかぶらないと事故時の衝撃が大きいという点以外に、自身が加害者になるという視点が非常に重要であると感じた。
- ・三重県では自転車損害賠償責任保険等が義務化されているが、アンケートによると加入率は4割ほどとなっている。以前に比べると増えてきているとは思いますが、今回の自転車条例においても、法令で規定することにより交通安全教育や広報啓発が具体的にどのように変わり、目標とする各数値がどのように変化するかも議論する必要がある。条例ができることによって、啓発活動している方たちはこの条例に基づきより活動しやすくなるのか、それとも現状のまま終わってしまうのか。後者であると意味がないので、より教育や啓発活動等を促進するにはどうすべきかを考えることが今後必要であると思った。

(森(一)委員)

- ・自転車の安全性の確保の面で、自転車の定期的な点検整備は必要。

(木原委員)

- ・なぜヘルメットの着用が必要なのかということ子どもたち本人も保護者も理解していくことが必要なのかなと思う。校則でヘルメット着用が記載されていても通学時は着用するものの、遊びに行くときはかぶらないとなってしまう。
- ・中学生・高校生の自転車事故が多いとのことであるが、それが通学中に多いのか、そうではないときに多いのかによって、条例制定の中でも考えるべき視点が変わっ

ていくのではないかと思う。

(彦坂委員)

- ・交通安全教育の部分は、県民の役割等に入ってくるのかと思うが、具体的に対象者を明記するような方向はあるのか。
- ・ヘルメットの着用の促進について、事業者の通勤者に対する助言等はあるが、事業で自転車を利用する従業者への助言等はどこかに盛り込まれるという理解でよいのか。

(梅村委員)

- ・先ほど自動車運転者からの見方という話があったが、他県では「自動車等運転者の責務」を条例に設けているところもある。自動車等運転者に関しては、交通安全条例にあると思うが、今回の条例にも入れておく啓発活動がしやすい部分が出てくるかもしれない。
- ・県の責務として「総合的な施策を策定」と書いてあるが、もう少し踏み込んでルールを県民が守れるように情報収集して、県として県民が法令やルールを守りやすい環境を整えることを責務とすることも考えられるかなと思う。
- ・年代に応じた交通安全教育の充実という話があったが、それぞれの特性に応じた施策をしていくとか、啓発活動をしていくという方向性のものがあったとしても良いと思った。

(山口委員)

- ・事業者の役割として、「自転車等で通勤、又は事業活動で自転車等を利用する従業者に対し」とあるが、自転車や特定小型原動機付自転車は貸出事業者というのも想定できるため、言及していく必要があるのではないか。特に東京では特定小型原動機付自転車について、所有するよりもレンタサイクルで利用する方が多い。このため、レンタサイクル事業者の役割をきちんとしておいた方がいいのではないか。
- ・絵に描いた餅にしないために、自転車、特定小型原動機付自転車に特化した詳細かつ分かりやすい条例の体裁にすることが望ましいのではないかと思う。

(森泉座長)

- ・特定小型原動機付自転車に関して、実際に使用されるケースの多くがレンタサイクルになるのではと思う。現状では、貸付事業者の情報提供となっているが、それだけで本当にいいのかと感じた。

(木原委員)

- ・保護者の役割について確認したい。1つは監護する未成年者に対しとなっているのに対し、もう1つは幼児・児童となっている。ヘルメット着用に関して、小学生ま

では親の責務として、中学生以上は子どもたちの責務ということなのか。

- ・中学生や高校生に関しても、保護者の責務ではないのかなと思う。

(森泉座長)

- ・今回、高校生のヘルメットの着用率が低いというデータがある中で、強制にはもちろんできないが、事故時の危険に関わることなので着用促進を保護者の役割に含めることはあってもいいのではと思う。

(梅村委員)

- ・他県の条例では、「保護者は、その監護する未成年者が道路において自転車を利用するときは、その未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない」と規定されており、そのようにすることも考えられる。そのように言っても中学生以上であればある程度の主体性が認められるなど、いろいろな考え方はあり得るのかなと思う。
- ・この場で考えても仕方がないが、未成年者にヘルメットをかぶらせるよう努めるとなったときに、未成年者がヘルメットなしで事故をし、損害が生じたときに、事故の相手方はヘルメットをかぶらせていない親の責務が果たされていないということで過失を制限するような主張が出てくることも考えられる。

(菅尾委員)

- ・高齢者を特出しして、乗車用ヘルメットの着用の促進には具体的に記載があるが、高齢者は保護者の役割や事業者の役割の外にいる方になるため、市町や県がということであればよいが。お勤めをされていない高齢者に対してどのような想定をされるのか。
- ・老人クラブの会員に対しては周知が図られるが、会に属していない地域の高齢者に情報を知らせることが難しい。それは市町の役目になるのかなと思うが、努力義務の範囲であると強制力もないし、安全利用に関する教育で包括をするというのも難しく、自分自身迷いがある状況。

(森泉座長)

- ・各安全イベントへの主体的な参加を求めるだけではなくて、自然な枠組みの中で参加できるようになるというのが、条例ができたときに促進されるような位置付けになればいいなと思う。条文はあくまで大枠を示しているだけなので、今後考えるべきことになるのではと思う。

(田久保委員)

- ・電動キックボードの車輪は小さいため、ちょっとしたギャップでも簡単に転んでしまう。ヘルメットをかぶるルールを守らず走行し、ケガをするケースが多いため、

そのような実態をしておくことは大事。条例そのものに規定するのは難しいが、そういうことも踏まえて条例を考える必要があると思う。

(山口委員)

- ・特定小型原動機付自転車は、「原動機付自転車」ということを認識せず、軽車両である自転車と同様の運行スタイルで乗車しているという実態があると思う。
- ・自賠責も強制加入である車両であることを認識し、ルールの理解が進むようなものになればよいと思う。
- ・特定小型原動機付自転車の走行が増えると、より良い環境の整備というのは国・県・市町の責務として重くなってくるように感じる。

(宮田委員)

- ・特定小型原動機付自転車に関しては、道路状況を調査し、どのような事故が起きているのか、通るべきところが本当に使えるようになっているのか等の現状を捉えたいと思う。
- ・ライフステージに応じた交通安全教育が重視されているが、学校の役割にある学校には幼稚園やこども園、保育園も含まれているのか。安全教育は幼児期から始めることがとても重要であるため、盛り込んでいく必要があると考える。

(木原委員)

- ・県民の役割、保護者の役割等といった部分は、表裏一体で県や市町の責務であると思う。ヘルメット着用に関しても、経済的な理由で購入をためらわざるを得ない家庭があり、福祉の観点として、全ての人が保有できるよう支援していくことが必要。

【三重県交通安全条例の改正（骨子案）】

(木原委員)

- ・反射材を着用することで、明確に事故が減るのであれば、反射材の着用を努力義務にすることは問題ないと思う。